

平成 30 年度公益財団法人日本スポーツ協会 公認アイスホッケー指導員養成講習会 開催要項

1. 目 的

地域スポーツクラブ等において、スポーツに初めて出会う子どもたちや初心者を対象に、競技別の専門的な知識を活かし、個々人の年齢や性別などの対象に合わせた指導にあたり、施設開放において利用者の指導支援を行う者を養成する。

2. 主 催

公益財団法人日本スポーツ協会
公益財団法人日本アイスホッケー連盟

3. 主 管

公益財団法人東京都体育協会
公益財団法人東京都アイスホッケー連盟

4. カリキュラム

(1) 共通科目 35 時間 (通信講座)

(2) 専門科目 40 時間以上 (集合講習 30 時間以上、その他 10 時間以上)

① 集合講習 30 時間

基礎理論：スクール形式 23 時間 実技：氷上実技 4 時間・陸上実技 3 時間

② 自宅学習 10 時間

課題に沿ったレポートを提出

③ 検定試験

集合学習と自宅学習が終了した後、出題された検定試験問題に対する解答を提出し 80%以上の正解を持って合格とする。

5. 期日・場所・日程

《共通科目》 NHK 学園による通信講座 (自宅学習を行い、課題提出による検定とする)

《専門科目》

(1) 期日：平成 30 年 7 月 13 日 (金) ～7 月 16 日 (月祝)

(2) 場所：東大和スケートセンター (東京都東大和市桜ヶ丘 1-1330-19 TEL. 042-566-6898)

(3) 日程：7 月 13 日 (金) 12:00～21:00

14 日 (土) 9:00～21:00

15 日 (日) 9:00～21:00

16 日 (月祝) 9:00～12:00

詳細日程表は、別途とする

6. 受講者

〈受講条件〉

(1) 受講する年の 4 月 1 日現在、満 18 歳以上の者で、日本アイスホッケー連盟が定める条件。

(2) 地域においてスポーツ活動を実施しているクラブやグループ、スポーツ教室で实际的指導にあたり、指導者及びこれから指導者になろうとする者。

〈受講者数〉

受講者数は 15 名程度とする。

7. 受講申込み

6 月 1 日～6 月 15 日までに「指導者マイページ」 (<https://my.japan-sports.or.jp/login>) から申込を行う。

8. 受講料

共通科目：19,800 円（税込）

専門科目：15,120 円（税込）

別途専門科目資料 USB 代：2,000 円（税込）

（上記金額を基準とし、専門科目の競技特性、講習会等の事情により変更される場合がある）

※免除・資格審査料については別に定める。

9. 受講者の決定

都道府県体育（スポーツ）協会から提出された申込書などの関係書類に不備がない者を受講者として内定し、学校法人日本放送協会学園（NHK 学園）または都道府県体育（スポーツ）協会を通じて本人に通知する。

受講内定後、受講料の支払いを完了したものを受講者として決定する。

原則として、他の日本体育協会公認スポーツ指導者資格との同時受講は認めないこととする。

（1）受講有効期限

受講者は原則として受講有効期限内（受講開始年度を含め 4 年間）に共通科目と専門科目のすべてを修了しなければならない。

なお、期限内に修了しない場合は、その時点で受講者としての権利をすべて喪失するが、専門科目講習会が有効期限内に実施されない場合はこの限りではない。

（2）受講取消し

受講者としてふさわしくない行為があったと認められたときは、日本体育協会指導者育成専門委員会が審査し受講が取り消される。

10. 講習・試験の免除

既存資格及び日本体育協会免除適応コースの履修等により講習・試験の一部または全部を免除することができる。免除に関する詳細は、別に定める。

11. 検定・審査

講習に基づく、検定・審査は、共通科目と専門科目に区分して実施する。

（1）共通科目における検定試験は、通信教育（NHK 学園）課題検定による判定とし、日本スポーツ協会指導者育成専門委員会において審査を行う。

（2）専門科目における検定は、技能検定を主体に筆記試験などを加えた総合判定とし、各中央競技団体指導者育成担当委員会において審査する。

（3）共通科目、専門科目のいずれもの検定に合格した者を「公認指導員養成講習会修了者」として認める。

12. 登録及び認定

（1）共通科目及び専門科目の検定に合格し、その後、指導者登録（登録申請書の提出及び登録料の納入）を完了した者に、日本スポーツ協会公認指導員「認定証」及び「登録証」を交付する。

（2）登録による公認資格の有効期限は 4 年間とし、本資格を更新しようとする者は、資格有効期限の 6 か月前までに、日本スポーツ協会あるいは当該中央競技団体の定める研修を受けなければならない。

（ただし、既に公認スポーツ指導者資格を有する者については、既所有資格の有効期限となる）

13. その他

（1）本講習会受講に際し取得した個人情報、日本スポーツ協会及び都道府県体育（スポーツ）協会、各中央競技団体、各都道府県競技団体が本講習会の受講管理に関する連絡（資料の送付等）及び関係講習会を実施する際に利用し、これ以外の目的に個人情報を使用する際は、その旨を明示し了解を得るものとする。

14. 問合せ先

（公財）東京都アイスホッケー連盟 事務局 [担当：村井] E-mail：tihf@tihf.gr.jp